

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

食育の取組を実践している関係者は、多様かつ多数にわたります。また、食育は幅広い分野の取組が求められる上、家族形態や生活の多様化といった社会状況の変化を踏まえると、より一層きめ細かな対応や食育を推進しやすい環境づくりが重要になってきています。

したがって、この計画の実効性を高め効果的に推進するには、家庭・地域・園・学校・行政などの多様な関係者が、その特性や能力を活かしつつ主体的にそれぞれの立場での役割を担い、かつ、互いが密接に連携・協働して取組を推進していくことが重要です。

〈家庭〉

「食育」は家庭が基本となり、子どもの頃から食をとおして心と体を育むことは、家庭の大切な役割です。家庭の食卓から食生活に必要な知識や食事マナーを習得し、感謝の気持ちや人との関わりなどの社会性を育むことにつながります。

家庭において、生涯にわたる健全な食生活の実現に向け、家族が望ましい食習慣を身につけることができるように努めます。

〈園・学校〉

子どもの健やかな成長のためには、乳幼児期からの発育・発達に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことが必要となります。また、生涯の中で最も学びに適する児童・生徒の時期においては食に関する知識を身につけ、食を選択する力を育てていく必要があります。

子どもたちが食生活の重要性を理解し、望ましい食習慣を身につけ、食べ物の大切さや感謝の気持ちを育む活動を行います。また、家庭や地域、農業者等と相互に連携して積極的な食育推進活動を行います。

〈地域・団体・関係機関〉

「食育」の推進には、市民の主体的な取組と共に、地域の特性を活かした活動の推進が求められます。関係機関、地域など連携した取組が必要となることから、多くの機会・場面を通じて、様々な人たちが目標や情報を共有し、それぞれが担うべき役割に積極的に取り組みます。

〈行政〉

行政は食育が市民全体において、積極的に推進されるための施策を展開する必要があります。

本計画を推進するための各種事業に取り組むことはもとより、庁内関係各課が県等と連携を図りながら、家庭・園・学校・地域・生産者・食品関連事業者・関係機関や団体等における自主的な取組の支援に努めます。

様々な機会を捉えて、食育に関する情報提供や若い世代に向け SNS を活用する等の情報発信の充実と普及啓発に取り組みます。

2 計画の進行管理と評価

本計画の策定にあたっては、関係各課からなる食育推進庁内会議や食育推進ネットワーク会議において第2次計画を見直し、幅広い食育推進に関わる関係者間の連携・協働がより一層必要であるという課題を共有して進めてきました。

今後は計画に基づき、関係機関や庁内関係者等と目標達成のための進行管理と推進について協議していきます。定期的に庁内関係各課・係から施策の進捗状況についての評価を取りまとめ進行管理するとともに、進捗状況を公表していきます。

また、胎内市における総合的な健康づくりを推進するため「胎内市健康づくり推進協議会」が設置されていることから、この計画の進捗状況と他の計画とのつながりを持った事業展開についても、随時報告をしていきます。